

## 令和4年度 つるおかスリーデーウォーク開催要項

### 1. 目的

3日間のウォーキングイベントを通して、参加者の健康で文化的な生活の形成に寄与することはもちろん、様々な地域やコースを楽しんでもらうことで、広大な面積を持つ鶴岡市の魅力を伝えると共に、参加者と地域に活力を与えることを目的とする。

### 2. 開催日

令和4年9月17日(土) みんなで歩こう!里山あるき2022 羽黒山修験のみち  
 18日(日) みんなで歩こう!里山あるき2022 大山上池・下池  
 19日(月・祝) 第24回 国際ノルディック・ウォーク in 鶴岡

### 3. 主催

鶴岡市教育委員会、鶴岡里山あるき実行委員会、鶴岡ノルディック・ウォーク実行委員会

### 4. 主管

- ・鶴岡里山あるき実行委員会 9/17及び9/18の「みんなで歩こう!里山あるき」
- ・鶴岡ノルディック・ウォーク実行委員会 9/19の「国際ノルディック・ウォーク in 鶴岡」

### 5. 参加対象

山形県内在住の方(事前申込のみ)

### 6. コース・距離等

開催日・イベント等	集合場所	コース・距離	当日日程
9/17(土) みんなある 羽黒山修験のみち	手向地区 地域活動センター	3コース 20km、9km、5km	7:30 20km受付 8:00 20kmスタート
9/18(日) みんなある 大山上池・下池	大山公園駐車場	3コース 20km、8km、5km	8:30 13・9・8km受付 9:00 13・9・8kmスタート
9/19(月・祝) ノルディック・ウォーク in 鶴岡	湯野浜小学校	3コース 13km、7km、3km	9:30 7km受付 10:00 7kmスタート・5km受付 10:30 5kmスタート・3km受付 11:00 3kmスタート

※コースごとの時差スタート

### 7. 参加申込(参加料の徴収方法)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、参加対象を事前把握し対策するため、事前申込のみとし、当日参加は受付しないこととする。

(申込方法)

- ① 窓口・・・・・・スポーツ課窓口で現金受付
- ② 郵便振替・・・・・・指定の郵便振替用紙で申込・支払

### 8. 参加料

区分		参加日数			備考
		1日	2日	3日	
大人(高校生以上)	一般	1,200円	2,200円	3,000円	各日記念品あり
	鶴岡市民	1,100円	2,000円	2,700円	
子ども(中学生以下)	市内外問わず	1日につき500円			

## 9. 申込期間

令和4年8月1日（月）～8月26日（金）

## 10. 追加オプション

次の①～③は、追加オプションとして、大会参加と一緒に申込みを受付する。詳細は主管実行委員会が定める。

- ① みんなで歩こう！里山あるき 記念Tシャツ
- ② 国際ノルディック・ウォーク in 鶴岡 湯野浜温泉コラボランチ
- ③ 各日の送迎用マイクロバスの利用

### 11. 受付証

事前申込期間終了後、参加者に受付証を発行する。

### 12. 保 険

各日、主管実行委員会の負担によりスポーツレクリエーション保険に加入する。

### 13. 参加料の払い戻し等

主催者の責めによらない事由（地震・風水害・事件・事故・感染症等）で大会が中止・縮小となった場合、中止・縮小を決定した時点までに生じた費用等を勘案し、払い戻し等の対応策を検討する。

自己都合による参加取り消しや不参加、過剰支払いや重複支払いでの払い戻しは対応しない。

### 14. その他

つるおかスリーデーウォーク開催にあたり、上記以外の共通事項については、それぞれの事務局を通して協議の上で事業を進める。事務局を通しての協議で決定できない場合は、各実行委員会から数名ずつ集まり協議する。

## 鶴岡里山あるき実行委員会 規約

### (名 称)

第1条 本会は、「鶴岡里山あるき実行委員会」(以下「本会」という)と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、鶴岡市内外から多くの参加者を募ってウォーキング事業等を開催することにより、市民の健康づくりや参加者相互の交流、自然や文化に対する認識の深化等を図り、豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、ウォーキング事業等の企画、立案、実施、運営のほか、これに関連する必要な業務を行う。

### (組 織)

第4条 本会は、次の団体から選出された委員をもって組織する。

- (1) 鶴岡里山歩こう会
  - (2) 特定非営利活動法人鶴岡市体育協会
  - (3) 鶴岡市羽黒体育協会
  - (4) 鶴岡市スポーツ推進委員会
  - (5) 鶴岡市大山自治会
  - (6) 鶴岡市スポーツ少年団本部
  - (7) 出羽三山神社
  - (8) 大山地区体育協会
  - (9) 鶴岡市レクリエーション協会
  - (10) 鶴岡市民健康スポーツクラブ
  - (11) 特定非営利活動法人たかだてスポーツクラブ
  - (12) 株式会社庄交コーポレーション
  - (13) 休暇村庄内羽黒
  - (14) はぐるスポーツクラブ
  - (15) 鶴岡市手向地区自治振興会
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員は、任期満了後、後任者が選出されるまでの間その職務にあたる。

### (役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名      (2) 副会長 若干名      (3) 監 事 2名

### (役員を選任)

第6条 会長は、委員の互選とする。

- 2 副会長及び監事は、委員の中から会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に次の会議をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第9条 総会は、委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会は、会長が議長となり、事業計画、予算、決算及び本会の目的達成に必要な事項を審議する。
- 3 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 役員会は、必要に応じて会長が招集し議長となる。

- 2 役員会は、総会付議事項、その他必要な事項を審議し、総会を開催する暇がない場合には、総会に代わり決議する。
- 3 役員会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(会計)

第11条 本会の経費は、鶴岡市補助金、ウォーキング事業等の参加料、その他の収入をもってこれに充てる。

(事務局)

第12条 本会の事務局は鶴岡市教育委員会スポーツ課に置く。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

付則 この規約は、平成24年5月30日より施行する。

付則 この規約は、平成27年3月27日より施行する。

付則 この規約は、平成30年1月11日より施行する。

付則 この規約は、令和3年1月19日より施行する。